

各所属団体長 様  
各 会 員 様

愛 知 体 操 協 会  
会 長 豊 島 半 七  
(公印省略)

令和4年度(公財)日本体操協会並びに愛知体操協会登録について(通知)

早春の候、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より、本協会事業にご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。

令和4年度について、下記のとおり手続きをしていただきますよう、ご案内申し上げます。

記

(公財)日本体操協会並びに愛知体操協会への登録について

1 登録の区分

(1)団体登録および選手・指導者(部活動顧問を含む)登録

ア (公財)日本体操協会(以下、JGA)、東海体操協会及び愛知体操協会(以下、本会)の主催する大会、予選を含む高校総体に参加する選手を持つ団体(学校・企業・クラブ)が対象です。

イ 対象は団体(学校・企業・クラブ)及びその団体の指導者(部活動顧問を含む)です。

また、特に所属のない会員(一般の体操愛好者を含む)、本会の理事・監事以上の役員も登録してください。

ウ 団体の名称変更・廃部抹消は JGA への申請が必要です。

エ (公社)日本新体操連盟、(一社)全日本ジュニア体操クラブ連盟、全日本学生体操連盟、(一社)全日本シニア体操クラブ連盟、日本スポーツアクロ体操協会、(公社)日本エアロビック連盟への加盟を希望する所属団体並びに個人は、直接当該連盟へも手続きをしてください。

オ 審判資格と指導者(部活動顧問を含む)登録及び役員登録は別のものです。審判資格を持っている方は審判登録を、本会の理事・監事以上の役員(JGA を含む)は役員登録(指導者登録をされた方も役員登録が必要)を、また全国の大会に出場する可能性のある団体の指導者は、審判登録と並行して指導者登録をしてください。

(2)選手登録

ア 登録する団体で活動している選手が対象です。

イ 対象は団体(学校・企業・クラブ)ですが、特に所属のない選手(学校を卒業しても競技を続けている方や、クラブ活動のない学校の学生・生徒で競技を続けている方)も登録してください。

ウ 選手が年度途中で他の団体へ移籍する場合は、JGA への申請が必要です。

(3)審判登録

ア 公認審判員資格を有する方が対象です。

イ 対象は個人です。

ウ JGA の審判登録は毎年必要です。審判有資格者は、毎年必ず継続申請をしてください。

2 登録料

(1)団体登録料(単位:円 1団体[種別男女別]に対する金額)

区分	金額	区分	金額
小・中学校	—	高校	15,000
大学	15,000	その他民間クラブ	15,000

〔留意点〕① 種別性別が異なれば団体登録料は別途に必要です。

例)A 高校…体操競技男子、体操競技女子、新体操女子がある場合は 15,000 円×3=45,000 円

② 登録人数、大会への団体としての出場の有無を問わず、登録をするすべての団体が対象です。ただし、小・中学校(民間クラブを除く)は無料とします。

(2)個人登録料

ア 選手登録料(単位:円 個人1名に対する金額)

区分	金額	区分	金額
小・中学生	1,500	高校生	1,700

大 学 生	2, 000	社 会 人	2, 000
-------	--------	-------	--------

- 〔留意点〕 ① 高等専門学校、専修学校、各種学校の学生・生徒のうち、大学生相当年齢の選手・高校生相当年齢の選手は、それぞれ上表の大学生・高校生に該当します。
- ② 全国中体連の要請に基づき、全国中学校総合体育大会(予選を含む)のみに出場する中学生選手については、選手登録料1,500円は不要です。
- ③ 高校生以上の選手が2つの団体に所属する場合、主になる団体での選手登録を先に行ってください。システム上、先に登録を行った団体で選手登録料の支払いとなりますので、ご注意ください。(登録責任者間で事前連絡を取り合うことをお勧めします。)

イ 役員・指導者(部活動顧問を含む)登録料(単位:円 個人1名に対する金額)

区 分	金 額	区 分	金 額
役員	4, 000	JGA役員	12, 000
指導者	4, 500	JGA委員	7, 000

- 〔留意点〕 ① 上表のうち複数の項目に該当する方は、金額の一番高いもの1項目のみで結構です。
- ② 役員・指導者登録は、毎年必要です。

ウ 審判登録料(単位:円 個人1名に対する金額)

区 分	金 額	区 分	金 額
1 種 継 続	3, 000	1種初回認定	6, 000
2 種 継 続	3, 000	2種初回認定	3, 000
3 種 継 続	3, 000	3種初回認定	2, 500

- 〔留意点〕 ① 一年ごとに登録が必要となります。忘れないようにご注意ください。
- ② 審判登録は、毎年必要です。

3 トランポリン登録については別紙要項をご参照ください。

トランポリン登録担当より該当団体ならびに該当者へ通知します。

## Web 登録上の注意

- ① メールアドレスなど登録情報に変更があった場合には、早急に訂正してください。  
メールアドレス、現住所などの基本情報が入力されないと当協会からの通知が届かなくなります。訂正、入力は確実に行ってください。
- ② 団体登録責任者の住所・電話番号には所属団体の「所在地」、「電話番号」を入力してください。
- ③ 個人 ID とパスワードをお忘れの方は、TOPページよりお問い合わせください。  
JGA-Web「登録担当者TOP」、「個人会員TOP」よりご確認ください。また選手が個人登録する場合は、前年度に在籍した団体登録責任者にお問い合わせください。
- ④ 登録は令和4年5月5日(木)までに確実に完了させてください。  
団体・選手・指導者登録は期限を過ぎても追加登録が可能ですが、登録が完了しないと選手は大会に参加できません。また審判登録の手続きがなかった場合、1年めは保留となり、2年め以降は失効となりますので、ご注意ください。
- ⑤ 振込みには別途手数料がかかります。  
振込み手数料は振込者様の負担となります。

**登録**      <https://jga-web.jp/>

令和4年3月14日(月)11:00~より登録手続きが可能です。

お問い合わせ 体操競技・新体操      [imuzik1.268@aichi-gym.jp](mailto:imuzik1.268@aichi-gym.jp)(登録担当:泉)

トランポリン      [aichitramp@gmail.com](mailto:aichitramp@gmail.com)(登録担当:後藤)